

令和5年3月17日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 調達番号 | 蛋白002 |
| (2) 調達件名及び数量 | 国立大学法人大阪大学蛋白質研究所分子発生学研究室
遺伝子改変動物飼育繁殖・供給業務（内訳は仕様書のとおり） |
| (3) 業務委託契約期間 | 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで（予定） |
| (4) 業務実施の場所 | 受注者の保有する施設 |
| (5) 納入（輸送）場所 | 国立大学法人大阪大学蛋白質研究所 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘3-2
国立大学法人大阪大学蛋白質研究所 研究支援係
電話 06-6879-8596
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3（1）の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和5年3月27日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号：蛋白002

業務委託件名：国立大学法人大阪大学蛋白質研究所分子発生学研究室
遺伝子改変動物飼育繁殖・供給業務（内訳は以下のとおり）

見 積 金 額 （内訳は以下のとおり）

・飼育管理・バリアルーム30ケージ（1ラック×1週あたり）	金	円也
・生体用輸送箱 1箱あたり（詳細は仕様書を参照）	金	円也
・遺伝子型検査用検体採取（3週齢以降に実施）1検体あたり	金	円也
・遺伝子型検査用検体採取（2週齢で実施）1検体あたり	金	円也
・検体輸送（詳細は仕様書を参照）1回あたり	金	円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

業 務 委 託 契 約 書 (案)

業務委託の表示 国立大学法人大阪大学蛋白質研究所分子発生学研究室
遺伝子改変動物飼育繁殖・供給業務

委託代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、業務委託代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学蛋白質研究所 所長 岡田 眞里子と 受注者との間において、上記の業務委託 (以下「業務」という。) について、上記の委託代金額で次の条項によって業務委託契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を順守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務委託契約期間は、令和5年4月3日から令和6年3月31日までとする。但し、研究の都合上、請負期間内であっても委託業務を終了する場合がある。
- 第5条 受注者は、1ヶ月分の飼育管理業務に伴う請負完了報告書を作成し、発注者側の本業務を取りまとめている管理責任者の確認を受けるものとする。
- 第6条 委託代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第7条 契約保証金は免除する。
- 第8条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。
- 第9条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 5年 4月 日

発注者
大阪府吹田市山田丘3番2号
国立大学法人大阪大学蛋白質研究所
所長 岡田 眞里子 印

受注者
[住 所]
[法人の名称又は商号及び代表者氏名] 印

別 紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

仕 様 書

(一般事項)

1. 請負の表示 国立大学法人大阪大学蛋白質研究所分子発生学研究室
遺伝子改変動物飼育繁殖・供給業務
2. 業務の場所 受注者の保有する施設において行なうものとする。
3. 期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日までとする。
但し、研究の都合上、請負期間内であっても委託業務を終了する場合がある。
4. 契約事項 国立大学法人大阪大学製造請負契約基準によるものとする。
5. 代金の支払 請負代金は、業務の完了確認後当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(特記事項)

1. 受注者は、本仕様書により、国立大学法人大阪大学蛋白質研究所（以下「発注者」という。）より提供する実験動物（遺伝子改変マウス）を預かるものとし、請負期間中は別紙詳細仕様に基づき飼育管理し、研究の遂行に資するものとする。
2. 業務にあたっては、発注者側の本業務を取りまとめている管理責任者と協議するものとする。
3. 実験動物の飼育のために必要な飼料、消耗品等は、受注者側にて用意するものとする。
4. 本業務遂行のために必要な部屋、用具等は受注者側において用意するものとする。
5. 受注者は、1ヶ月分の飼育管理業務に伴う請負完了報告書を作成し、発注者側の本業務を取りまとめている管理責任者の確認を受けるものとする。
6. その他詳細については、発注者側の管理責任者及び本学係員の協議によるものとする。

詳細仕様

業務目的：遺伝子改変動物飼育繁殖・供給業務

実施施設：受注者施設による

1. 発注の内容・予定数量等

・飼育管理・バリアルーム 30 ケージ（3 ラック×52 週）	1 5 6 週
・生体用輸送箱（詳細は*1 を参照のこと）	5 2 箱
・遺伝子型検査用検体採取（3 週齢以降に実施）	1, 0 6 2 検体
・遺伝子型検査用検体採取（2 週齢で実施）	3 3 0 検体
・検体輸送（詳細は*1 を参照のこと）	3 1 回

2. 飼育施設

次の条件を備えた施設であること。

- 1) 動物管理（ケージ交換、器材洗浄、床清掃、交配準備、確認、安楽死処置）等を行う専任のスタッフがいること。
- 2) 業務管理（データ管理、交配、配送計画）等の専任スタッフがいること。
- 3) SPF 飼育施設でマウスの飼育ができること。
- 4) 3 ラック（30 ケージ・1 ラック）の収容ができること。
- 5) ノックアウトマウス 1 系統当たり 30 匹以上収容が可能であること。
- 6) 温度、湿度、換気等の空調管理ができること。
- 7) 温度設定は、 $23 \pm 3^{\circ}\text{C}$ が可能なこと。
- 8) 湿度設定は、40～70%が可能なこと。
- 9) 微生物学的検査項目が実施できること。
- 10) 実験動物関連器材が整備されていること。

3. 飼育管理条件

飼育管理条件は、次のとおりとする。

- 1) 受注者は、実験動物を適正な環境下において飼育管理し、研究の遂行に資するものとする。
- 2) 受注者は、「2. 飼育施設」で示す条件を満たした飼育施設に動物飼育に関する専門的知識を有する者を従事させ、遺伝子改変動物の飼育管理を行うものとする。
- 3) 受注者は、本学が委託する飼育・繁殖業務のために受注者が所有する上記条件を満たした飼育施設内において 3 ラック（90 ケージ）を本契約専用とする。

- 4) 給餌は滅菌した飼料を自由摂取すること。常に残量を点検し不足量を補充すること。
- 5) 給水は滅菌した市水を給水瓶より自由摂取すること。常に水が不足することのないよう点検し、残量が少なくなった場合は、給水瓶を交換すること。
- 6) 実験動物の外観状況をチェックし、受注者において異常と判断したものについては発注者へ報告すること。
- 7) 依頼した実験動物の輸送は、直ちに行うものとする。(詳細は*1のとおり。)
- 8) 実験動物の交配及び出生仔の離乳・育成を行うこと。
- 9) 実験動物は、必要に応じ、ケージのラベル表示・耳パンチ・断尾等を行うものとし、個体識別ができるように管理すること。
- 10) 必要に応じ、遺伝子型判定のため検体を採取し、管理責任者に送付すること。(詳細は*2のとおり。)
- 11) 各実施結果等については、その都度発注者へ報告すること。

*1 輸送の際には、フィルター部(空気穴)を有する段ボール製の「生体用輸送箱」を使用すること。また、配送にあたっては以下のとおりとする。

- ・輸送箱にはプラスチック製の内箱を入れ、その中にマウスを入れて輸送すること。
- ・輸送の際は給水用の寒天等を使用し持続的な給水が可能とすること。
- ・生体用輸送箱のサイズは、概ね3辺計90~100cm(100サイズ)とする。
- ・輸送箱は受注者側にて用意するものとする。
- ・実験動物の輸送を熟知した専門の業者に依頼すること。
- ・輸送先は、「大阪府吹田市山田丘3-2 大阪大学蛋白質研究所」とする。

*2 10)に記載する「遺伝子型検査用検体採取」は以下のとおりとする。

- ・検体はマウスの耳組織または尾組織とし、パンチングやカットにより行うものとする。
- ・検体採取は基本的に3週齢以降で行うものとするが、必要に応じて、2週齢で遺伝子型判定のため検体を採取し、管理責任者に送付するものとする。